

平成27年度税制改正について  
(中小企業・小規模事業者関係税制)

平成27年1月  
中小企業庁

# 中小企業者等に係る軽減税率の維持、中小法人への外形拡大の阻止

- 今後のローカルアベノミクスの主役である、地域経済を支える中小法人については、法人税率を15%に軽減する措置の適用期限を2年延長。
- 平成27年度税制改正において、中小法人への外形標準課税の導入は阻止。

## <中小法人に係る法人税率>

**改正概要** 【適用期間：2年間(平成28年度末まで)】

- 中小企業の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている。
- 当該税率は、平成26年度末まで15%に軽減されており(租税特別措置)、平成28年度末まで、適用期限を2年延長する。

### 【平成27年度】

対象	法人税法における税率(本則)		租税特別措置法における軽減税率
	所得区分	税率	
中小企業 (資本金1億円以下の法人)	年800万円以下の所得金額	19%	15%
	年800万円超の所得金額	23.9%	—
大企業 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.9%	—

## <中小法人に係る外形標準課税>

- 平成27年度税制改正において、中小法人への外形標準課税の導入は阻止。

### 平成27年度税制改正大綱

○外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き**慎重**に検討を行う。

○ 平成29年4月に予定されている消費税率の再引上げに備えるべく、商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備を導入した際の軽減措置を、所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

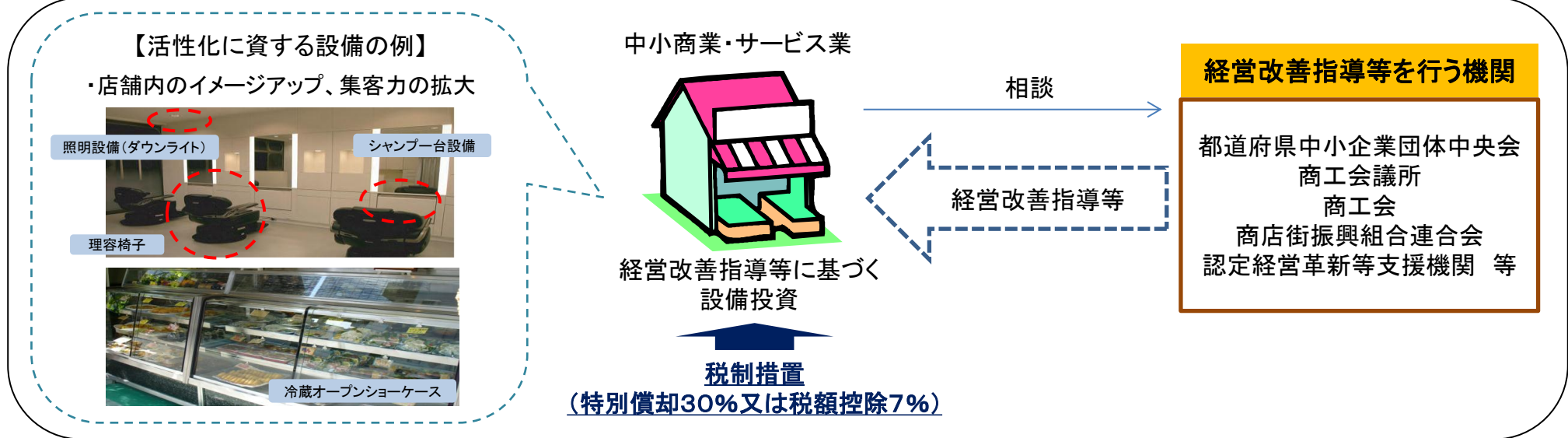
改正概要 【適用期間:2年間(平成28年度末まで)】

○ 本税制は商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備(※1)を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(※2)ができるものであり、その適用期限を2年延長する。

- (※1) 経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備をいう。
  - 1台30万円以上の器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等)
  - 1台60万円以上の建物附属設備(空調施設、店舗内装等)

(※2) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業者等に限る。

【本税制のイメージ図】



\* 本税制の対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、また、一部の対象設備については、消費税率引上げ対策と関係がないものを除外するなど、所要の見直しを行う。

# 事業承継税制の拡充 (贈与税、相続税)

○経営者の高齢化が進む中、中小企業の事業承継のより一層の円滑化を図るため、2代目から3代目に承継する場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、事業承継税制を拡充する。

## 改正概要

○贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者(2代目)が、3代目に対する再贈与を行う場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、本税制を拡充する。

経 1 代 目  
営 者

経 2 代 目  
営 者

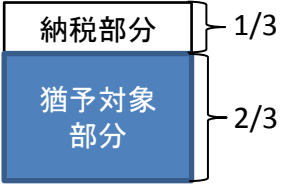
経 3 代 目  
営 者

生前贈与

大臣認定

贈与税の納税猶予の適用

雇用確保を含む5年間の事業継続を行い、その後も株式の継続保有等を行う



事業承継税制の対象は、発行済議決権株式総数の2/3まで

生前贈与

大臣認定

贈与税の納税猶予の適用

雇用確保を含む5年間の事業継続を行い、その後も株式の継続保有等を行う



### 【現行】

○1代目が存命中に、2代目が3代目に株式を贈与した場合には、猶予されていた贈与税の納税義務が2代目に生じる。このため、3代目への承継が困難。



### 【改正後】

○1代目が存命中に、2代目が3代目に株式を贈与した場合(※)には、猶予されていた贈与税の納税義務を免除する。

(※)3代目が納税猶予制度を活用して再贈与を受けること

# 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置等の検討

○個人事業者の事業承継等に係る税制上の措置については、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

## 我が国における規模・形態別の事業者数

	事業者数	割合
個人事業者	2, 175, 262	56. 3%
小規模企業	1, 277, 893	33. 1%
中規模企業	400, 056	10. 4%
大企業	10, 319	0. 3%

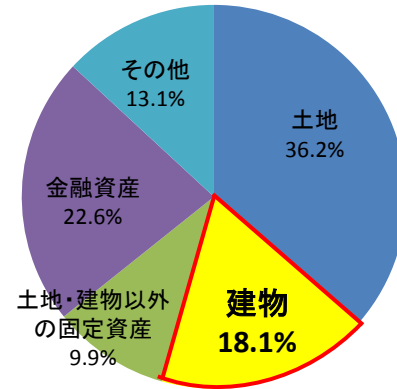
(出典)総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工  
 (備考)非一次産業の企業ベースで集計。中小企業については、中小企業基本法の定義に照らして、「小規模企業」(製造業その他の業種は従業員20人以下、商業・サービス業は従業員5人以下)と、小規模企業以外を「中規模企業」と区分して集計。

## 個人事業者が雇用している割合

	三大都市圏	三大都市圏以外
常時雇用	5. 8%	11. 1%
従業員全体	9. 9%	19. 0%

(出典)平成24年度経済センサス活動調査  
 (備考)三大都市圏:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県

## 純資産4,800万円(※)超の個人事業者が所有する事業用資産の構成



(※)4,800万円:  
 相続人が3人(妻と子供2人)と仮定した場合の相続税の基礎控除額 (H27年1月~)

(出典)中小企業庁委託調査「個人事業者が所有する事業用資産及び事業承継に関するアンケート調査」(2014年7月) 株式会社帝国データバンク 再編加工

## 個人事業者の例

### A事業者(製麺所):

7人の従業員を抱え、茨城県で事業を展開。製麺機、ボイル機、工場等の設備を保有。

### B事業者(畳業):

3人の従業員を抱え、長崎県で事業を展開。畳張り替え用機械、工場等の設備を保有。

## 平成27年度税制改正大綱

○個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人と異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区分が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

○小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

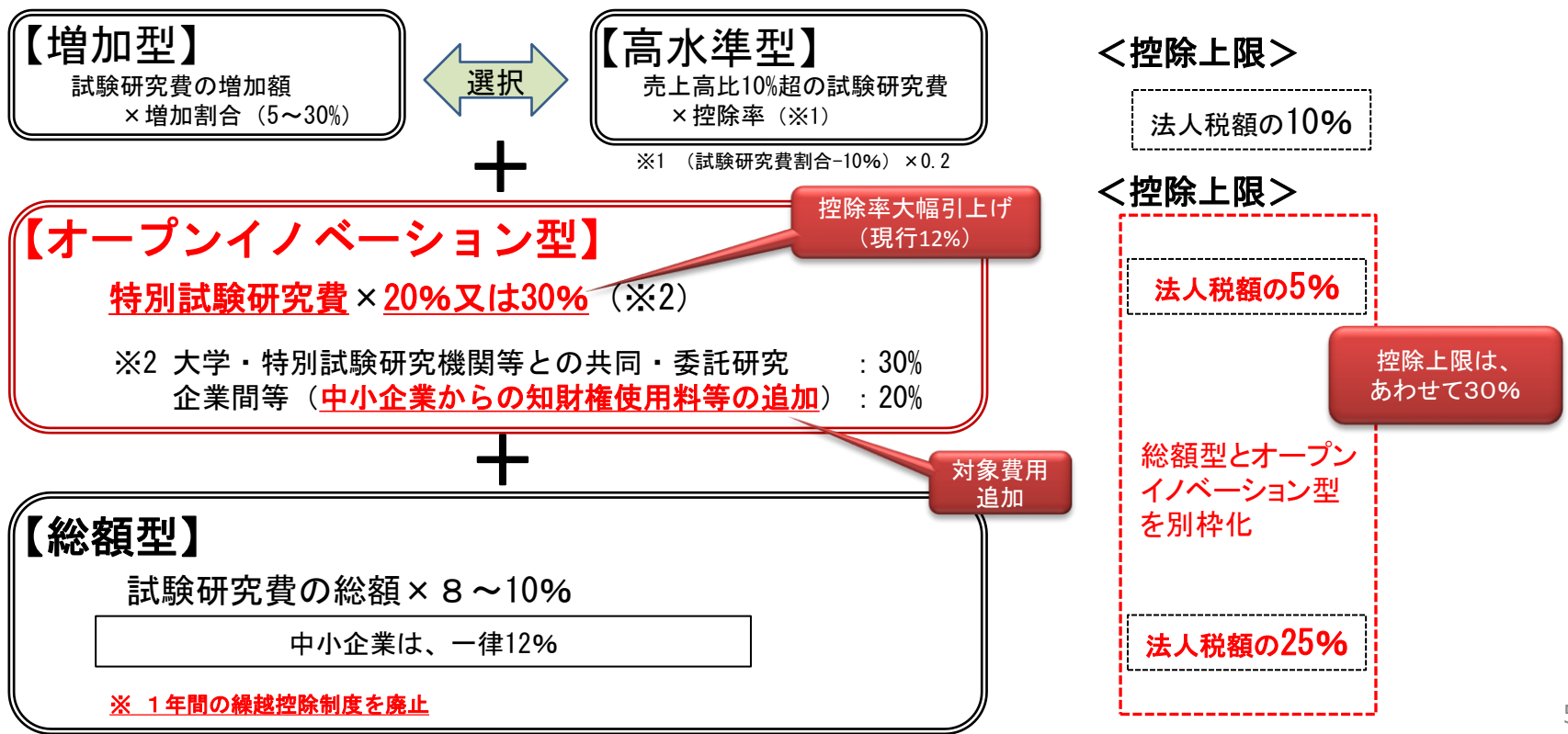
# 研究開発税制の強化・重点化 (法人税・所得税・法人住民税)

○企業のオープンイノベーション(外部の技術・知識を活用した研究開発)を促進し、企業(大・中堅・中小・ベンチャー企業)・橋渡し研究機関・大学等が各々の機能を発揮しつつ有機的に連携するイノベーション・ナショナルシステムの強化を図るため、控除率を大幅に引き上げるとともに中小企業の知的財産権の使用料等を対象費用に追加するなど、オープンイノベーション型の抜本的拡充が実現。

## 改正概要

- オープンイノベーション型の抜本的拡充(控除率大幅引上げ・控除上限別枠化・対象費用拡大)(恒久措置)
- 総額型とオープンイノベーション型をあわせ、控除上限30%の確保(総額型25%+オープンイノベーション型5%)(恒久措置)
- 繰越控除制度は廃止。

## 新制度



○有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減するため、信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、適用期限を2年延長する。

改正概要

【適用期間: 2年間(平成28年度末まで)】

担保物件	(A) 通常の税率	(B) 本措置による税率	(C) 軽減税率 (= (A) - (B))
不動産・船舶	債権額又は極度額の 4/1,000	債権額又は極度額の 1.5/1,000	2.5/1,000
建設機械・自動車・航空機	3/1,000	1.5/1,000	1.5/1,000
各種財団・企業担保権	2.5/1,000	1.5/1,000	1/1,000

※不動産・船舶が担保のほとんどを占める。

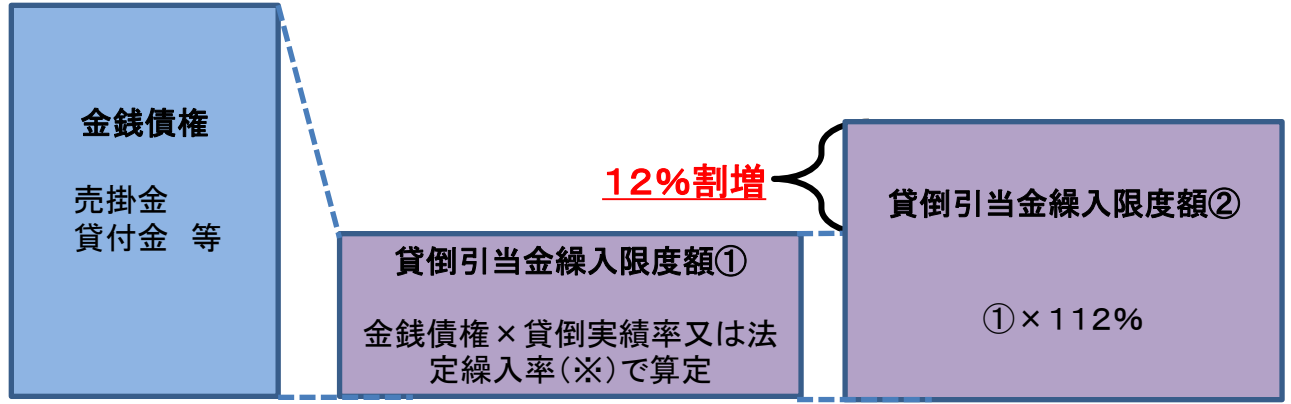
適用期限を2年延長

# 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長 (法人税・法人住民税・事業税)

○相互扶助の精神に基づき協同して事業に取り組む事業協同組合等が取引先の倒産により更に弱体化することや組合員や債権者へ連鎖的に影響を及ぼすことを防止することにより、組合の健全な発展と組合員の利益保護を図るため、中小企業等の貸倒引当金の特例について、適用期限を2年延長する。

## 改正概要 【適用期間:2年間(平成28年度末まで)】

中小企業等の貸倒引当金の特例(貸倒引当金繰入限度額の12%割増措置)について、適用期限を2年延長する。



(※)法定繰入率  
貸倒実績率を用いず、業種ごとに応じた数値を活用して引当金を算定する。資本金1億円以下の中小企業及び事業協同組合等が適用を認められている。

業種	繰入率
卸・小売業	10 / 1000
製造業	8 / 1000
金融・保険業	3 / 1000
割賦販売小売業	13 / 1000
その他	6 / 1000

## 貸倒引当金の活用事例

### 【A生コンクリート組合】

- 組合概要  
事業内容: 生コンクリートの共同受注  
出資金額: 1,500万円
- 事案の概要  
取引先の倒産により、貸倒損失が発生。貸倒引当金を活用し、事業の停滞を回避。

### 【B木材組合】

- 組合概要  
事業内容: 木材の共同購買  
出資金額: 2,800万円
- 事案の概要  
業績不振による組合員の倒産により、貸倒損失が発生。貸倒引当金を活用し、利益の平準化を図り、組合の経営悪化を回避。



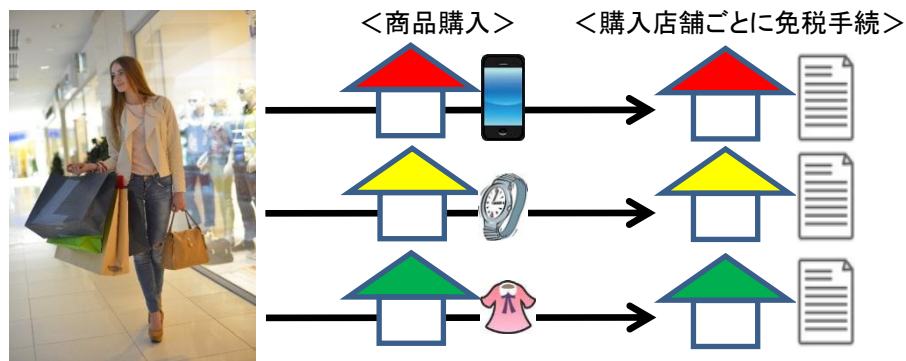
# 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大(商店街・ショッピングセンター等)

(消費税・地方消費税)

- 訪日外国人による日本での買物の消費額は増加傾向にあり、平成26年に消費税免税対象物品を消耗品(化粧品類等)も含めた全品目に拡大するといった環境整備が進む中で、その需要を取り込むため、商店街等において、各免税店が第三者に免税手続を委託(ワンストップ化)することを可能とすることにより、各店舗での手続負担を大幅に軽減。
- これにより、外国人対応について、語学力等の不安がある地方の中小企業等も含め、免税店の拡大が見込まれる。

## 現行制度

免税販売を行う場合、個別店舗ごとに免税手続を行う必要がある。



## 【外国人観光客で賑わう商店街や観光地等】



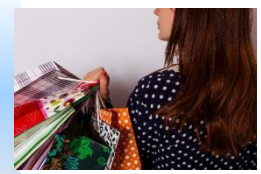
## 改正概要

- 商店街やショッピングセンター等において、各店舗の事業者が行う免税販売に係る手続を第三者に委託(ワンストップ化)することを可能とする制度を創設する。
- 免税手続を委託している複数店舗での購入額を合算して、免税販売の対象とすることを可能とする。




店舗における負担を軽減するとともに、外国人観光客等が個々の店舗毎に免税手続を行う煩雑さが解消され、免税制度の利用が促進される。

## 各店舗で買物



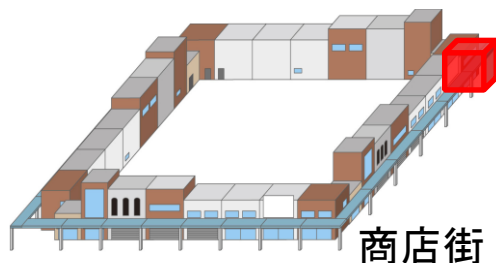
**免税カウンターで一括手続が可能に！**

 = 免税手続委託カウンター(一括カウンター)

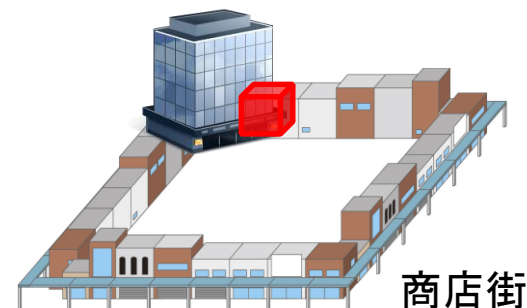
【事例1】  
一の建物(ショッピングセンター等)内の一括カウンターを設置



【事例2-1】  
商店街内の一括カウンターを設置



【事例2-2】  
商店街内の一括カウンターを設置  
(商店街及び商店街に含まれる大型店舗が共同で利用)



※一括カウンターでは、免税販売の対象となる下限額を、各店舗における一般物品・消耗品の別にそれぞれ合算した額で判断することが可能。

※「一の建物」とは、大規模小売店舗立地法に規定する「一の建物」をいう。

※一括カウンターを設置することが可能な商店街は、「商店街振興組合法に基づく商店街振興組合」又は「中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合」の法人組織とする。

# 小規模企業共済制度の見直し(共済事由の引上げ等) (所得税、相続税、個人住民税)

○小規模事業者の事業承継の円滑化等を通じた活性化を図るため、配偶者・子への事業譲渡時の共済事由を見直す等の所要の措置を講ずる。

## 改正概要

○小規模企業共済制度について、廃業や事業承継の円滑化による事業者の新陳代謝を促進し、小規模企業者の活性化を図るため、次の見直しを実施する。(下表参照)

- ①個人事業主が配偶者又は子へ事業譲渡した場合の共済事由の引上げ
  - ②65歳以上の会社等役員が退任(疾病等を除く)した場合の共済事由の引上げ
  - ③共同経営者が独立開業した場合の共済契約の通算
- 等



契約者の地位	A共済事由	B共済事由	準共済事由	解約事由
個人事業主	◎ <b>個人事業の廃止</b> (注)個人事業主が配偶者又は子に事業の全部譲渡を除く ◎死亡	◎老齢給付 (65歳以上で180か月以上掛金を納付。以下同じ。) ①	◎ <b>個人事業主が配偶者又は子に事業の全部譲渡</b> ◎法人成りし、その会社の役員に就任しなかったほか	◎機構による共済契約の解除 (12か月以上の掛金滞納など) ◎任意解約 ほか ◎独立開業時に通算を可能とする ③
共同経営者	◎事業廃業に伴う退任 ◎死亡 ほか	◎老齢給付	◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった ほか	◎共同経営者の退任による解約 ◎機構による共済契約の解除 ◎任意解約 ほか
会社等役員	◎会社等の解散	◎老齢給付 ◎死亡 ◎会社等役員の疾病、負傷又は <b>65歳以上</b> による退任	◎会社等役員の退任 (疾病・負傷・ <b>65歳以上</b> ・死亡・解散を除く。) ②	◎機構による共済契約の解除 ◎任意解約

○上記見直し事項により受け取る共済金についても、税法上の扱いは、従前の小規模企業共済制度により受け取る共済金の取扱いと同じものとする(共済による一時金は退職手当等とみなす等)。

○国が行っている下記の事務を都道府県に移譲することにより、申請者にとっての窓口をより身近なものにして利便性の向上や制度の更なる活用を図るため、法令上の所要の規定の整備を行う。

- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)に基づく課税の特例(エンジェル税制)に係る特定新規中小企業者の確認事務
- ② 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)に基づく課税の特例(事業承継税制)に係る中小企業者の認定等事務

## エンジェル税制

## 事業承継税制

